

最高裁秘書第4745号

平成30年11月16日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

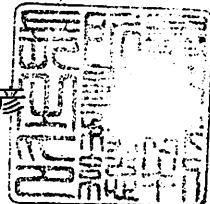
諮問番号 平成30年度（最情）諮問第56号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

平成30年11月12日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

平成30年11月12日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした一部不開示の判断に対し、別添「司法行政文書の開示に関する苦情の申出書」のとおり主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

ア 大阪地裁平成28年(ワ)第5297号に関する平成28年1月28日付の訴状（名古屋地裁宛）、甲36（本文及び別紙1）、甲37（1頁目だけ）、甲40、甲41、甲42、甲44の1ないし甲44の3、甲48の1、甲48の2、甲49、甲51及び大阪地裁平成29年4月21日判決

イ 大阪高裁平成29年(ネ)第1452号に関する大阪高裁平成29年10月26日判決

ウ 大阪高裁平成28年(ネ)第844号に関する大阪高裁平成28年8月26日判決

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、開示対象文書として別紙1記載の各文書を特定した上、平成30年5月7日付けで一部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 別紙1記載の各文書の不開示部分及び不開示理由については別紙2のとおりである。

付言するに、当該各文書の各不開示部分のうち、行政機関情報公開法（以下「法」という。）第5条第1号に規定する個人識別情報に相当するとした情報については、いずれも同号ただし書イからハまでに相当する事情は認められない。また、当該各文書には、特定の訴訟事件、破産事件、抗告事件等に関する具体的な事情が記載されていることからすれば、各事件当事者の住所、氏名のみならず、「不開示部分」欄記載の情報のいずれもが個人識別部分であると認められるから、裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱記第3の2に定める部分開示の余地はない。

イ(ア) 苦情申出人は、不開示部分の全てが個人識別情報に該当するとはいえない旨主張するが、個人識別情報に相当することを理由とする不開示部分には、訴訟事件や破産事件等に関する具体的な事実が記載されており、特定の個人の機微な情報を含むところ、関係者等が保有し又は入手可能な情報と照合すれば、個人が特定されるおそれがあるから、同部分の全てが個人識別情報に相当するというべきである。

イ(イ) 苦情申出人は、不開示部分のうち弁護士の活動に関する部分は、事業を営む個人の当該事業に関する情報に相当する旨主張する。しかしながら、上記不開示部分のうち、弁護士の活動に関する部分が当該弁護士以外の者の個人識別情報に相当し、又は当該弁護士若しくは特定の法人の正当な利益を害するおそれがある情報に相当することは上記アのとおりである。

- (ウ) 苦情申出人は、不開示部分のうち破産した株式会社に関する部分は、当該法人の正当な利益を害するおそれがある情報には相当しない旨主張する。しかしながら、破産手続開始決定があったとしても直ちに法人格は失われず（破産法35条），裁判所の許可を得てその事業を継続することもできるから（同法36条），特定の株式会社につき破産手続開始決定があったとしても、直ちに当該法人の正当な利益を害するおそれがあることは否定されないといるべきである。
- (エ) 苦情申出人は、不開示部分のうち弁護士法人の活動に関する部分は、正当な利益を害するおそれがある情報には相当しない旨主張する。しかしながら、上記不開示部分のうち、弁護士法人の活動に関する部分が特定事件の訴訟当事者、破産者、債権者若しくは抗告人の個人識別情報に相当し、又は特定の法人の正当な利益を害するおそれがある情報に相当することは上記アのとおりである。
- (オ) 苦情申出人は、税務署の行政文書不開示決定に係る文書の不開示部分は、公務員の職務の遂行に関する情報に相当する旨主張する。しかしながら、当該文書の不開示部分が破産した株式会社の正当な利益を害するおそれがある情報に相当することは上記アのとおりである。
- (カ) 苦情申出人は、国家賠償請求訴訟の対象となる行為に関する文書の不開示部分は、公務員の職務の遂行に係る情報に相当する旨主張する。しかしながら、当該文書の不開示部分が当該訴訟の原告の個人識別情報又は破産した株式会社の正当な利益を害するおそれがある情報に相当することは上記アのとおりである。
- (キ) 苦情申出人は、不開示部分のうち官報に掲載された破産管財人に関する情報は、慣行として公にされている情報に相当する旨主張する。しかしながら、不開示とされた部分中に官報に掲載された情報が含まれるとしても、当該情報は当該文書に係る訴訟事件と関わりのある事情として公にされたものでは

ないから、慣行として公にされている情報とはいえない（平成29年度（最
終）答申第11号参照）。

また、破産手続開始決定があった場合、官報には、破産者の氏名住所や破
産管財人の氏名等の情報が掲載されるが、別紙1記載の対象文書中には、そ
れ以上の破産手続に関する機微な情報が含まれており、情報の質が異なると
いうべきであるから、これをもって公表慣行があるとはいえない。

- (ク) 苦情申出人は、適用除外とされた文書のうち訴訟に関する書類の写しは、
「訴訟に関する書類」には相当しない旨主張する。しかしながら、訴訟に関する書類の原本に限らず、その写しであっても、その内容と同じであれば刑
事訴訟法53条の2が法を適用除外とした趣旨が等しく妥当するから、「訴
訟に関する書類」には、原本のみならずその写しを含むと解すべきである。
しかるところ、上記文書が「訴訟に関する書類」に相当することについては、
上記アのとおりである。
- (ケ) 苦情申出人は、当該訴訟の原告訴訟代理人がインターネット上に公開して
いる情報は、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある
ものには相当しない旨主張する。しかしながら、当該情報が個人識別情報
に相当することは上記アのとおりである。また、苦情申出人の主張を上記情
報が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に相当す
るとの主張であると解したとしても、苦情申出人が指摘するウェブサイトの
ブログ（苦情申出書の添付資料1）は、私的に設けられ、独自の編集に基づ
いて掲載されているものとみることができるのであるから、これをもって慣行として
公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえない。
- (ウ) 以上のとおり、原判断は相当である。

(別紙1)

1 大阪地方裁判所損害賠償請求事件に関する以下の文書

- (1) 訴状
- (2) 免責意見（別紙1を含む。）
- (3) 業務要点報告書（1項目のみ。）
- (4) 免責に関する意見書
- (5) 大阪高等裁判所決定正本（1項目右上に「甲第41号証」と記載されているもの）
- (6) 大阪高等裁判所決定正本（1項目右上に「甲第42号証」と記載されているもの）
- (7) 行政文書不開示決定通知書（右上に「甲第44号証の1」と記載されているもの）
- (8) 行政文書不開示決定通知書（右上に「甲第44号証の2」と記載されているもの）
- (9) 行政文書不開示決定通知書（右上に「甲第44号証の3」と記載されているもの）
- (10) 債権者集会期日調書
- (11) メール
- (12) 神戸地方裁判所決定書
- (13) 大阪高等裁判所決定正本（1項目右上に「甲第51号証」と記載されているもの）
- (14) 判決正本

2 大阪高等裁判所損害賠償請求控訴事件に関する判決正本

3 大阪高等裁判所国家賠償請求控訴事件に関する判決正本

以上

(別紙2)

不開示部分		不開示理由		
別紙1の対象文書の番号	対象項目	根拠規定		補足説明
1(1) 訴状	事件番号, 書面作成年, 訴訟物の価額, 貼用印紙額, 損害賠償請求額, 遅延損害金の起算日, 訴訟当事者(国を除く)の郵便番号, 住所及び氏名	行政機関情報公開法(以下「法」という。)5条1号本文	1	当該文書は、国を被告とする損害賠償事件の訴状であるところ、左記の不開示部分には、当該訴訟に係る具体的な事実が記載されており、訴訟当事者の機微な情報を含むため、全体として訴訟当事者の個人識別情報に相当する。
	「請求の理由」(9頁の10行目から11行目まで、13頁の15行目から14頁8行目まで及び15頁の25行目以降の記載を除く)	法5条1号本文、同条2号イ	2	左記の不開示部分が上記訴訟当事者の個人識別情報に相当することについては上記補足説明1と同旨。また、左記の不開示部分には特定の法人の名称及び同法人に関する経営状態や同法人の破産手続に関する具体的な事実が記載されており、同法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に相当する。
	原告代理人弁護士の印影	法5条2号イ	3	原告代理人弁護士の印影は、当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に相当する。
1(2) 免責意見(別紙1を含む。)	【本文】 事件番号、破産者及び債権者の氏名	法5条1号本文	4	当該文書は、特定の破産事件の免責意見書であるところ、左記の不開示部分には、当該破産事件に係る具体的な事実が記載されており、同破産事件の破産者(個人)及び債権者の機微な情報を含むため、全体として同破産者及び同債権者の個人識別情報に相当する。
	【本文】 裁判官の印影	法5条1号本文	5	裁判官の印影は、当該裁判官の個人識別情報に相当する。
	【本文】 「記」以下の記載(5頁の14行目の記載を除く) 【別紙1】 書面の標題、書面作成年、「申立ての趣旨」、「申立ての理由」(手書き部分も含む)、添付書類の名称、債権者及び債務者(法人)の郵便番号、住所、名称、代表者氏名(ふりがなを含む)、代表者の資格	法5条1号本文、同条2号イ	6	左記の不開示部分が上記破産者及び債権者の個人識別情報に相当することについては上記補足説明4と同旨。また、特定の法人の名称及び同法人に関する経営状態や破産手続に関する具体的な事実が記載されており、同法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に相当する。
	債権者代理人弁護士の印影	法5条2号イ	7	債権者代理人弁護士の印影は、当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に相当する。

	事件番号, 破産者の氏名, 集会の期日及び回数, 当該報告書の内容, 破産管財人の氏名, 電話番号及びファクシミリ番号	法5条1号本文	8	当該文書は、特定の破産事件に関する破産管財人の業務要点報告書であるところ、左記の不開示部分には、当該破産事件に係る具体的な事実が記載されており、同破産事件の破産者(個人)の機微な情報を含むため、全体として同破産者の個人識別情報に相当する。
1(3) 業務要点報告書(1頁目のみ。)	破産管財人の印影	法5条1号本文, 同条2号イ	9	左記の不開示部分には、破産管財人の氏名が記載されているから、上記補足説明8と同様の理由により破産者の個人識別情報に相当する。 また、破産管財人弁護士の印影であるため、同弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に相当する。
1(4) 免責に関する意見書	事件番号, 破産者の住所及び氏名, 破産管財人の氏名, 意見書の内容	法5条1号本文	10	当該文書は、特定の破産事件の免責に関する意見書であるところ、左記の不開示部分には、当該破産事件に係る具体的な事実が記載されており、同破産事件の破産者(個人)の機微な情報を含むため、全体として同破産者の個人識別情報に相当する。
	破産管財人の印影	法5条1号本文, 同条2号イ	11	上記補足説明9と同旨
1(5) 大阪高等裁判所決定正本(1頁目右上に「甲第41号証」と記載されているもの)	【本文】 決定正本の受領印(1頁目の右上の受付印), 事件番号, 抗告人の住所及び氏名, 原決定の決定日, 本決定の決定日, 正本認証日 【別紙(抗告状)】 事件番号, 書面作成年, 原決定の決定日及び告知日, 抗告人の郵便番号, 住所及び氏名	法5条1号本文	12	当該文書は、特定の抗告事件に関する決定正本であるところ、左記の不開示部分には、当該抗告事件に係る具体的な事実が記載されており、同抗告事件の抗告人及び抗告事件関係者(個人)の機微な情報を含むため、全体として同抗告人及び同抗告事件関係者の個人識別情報に相当する。
	【別紙(抗告状)】 裁判所書記官の印影	法5条1号本文	13	裁判所書記官の印影は、当該裁判所書記官の個人識別情報に相当する。
	【本文】 「理由」の「第2 事案の概要」及び「第3 当裁判所の判断」(2頁の4行目以降の記載を除く) 【別紙(抗告状)】 「抗告の理由」(6頁の13行目以降の記載を除く)	法5条1号本文, 同条2号イ	14	左記の不開示部分が上記抗告人等の個人識別情報に相当することについては上記補足説明12と同旨。 また、左記の不開示部分には、同抗告事件の原審である破産事件の破産管財人の報酬額、特定の法人の名称及び同法人に関する経営状態の具体的な事実が記載されているため、破産管財人の報酬額については同破産管財人の、同法人に関する経営状態等の記載については同法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に相当する。
	抗告人代理人弁護士の印影	法5条2号イ	15	抗告人代理人弁護士の印影は、当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に相当する。

	裁判所書記官の印影	法5条1号本文	16	裁判所書記官の印影は、当該裁判所書記官の個人識別情報に相当する。
1(6) 大阪高等裁判所決定正本 (1頁目右上に「甲第42号証」と記載されているもの)	【本文】 決定正本の受領印(1頁目の右上の受付印), 事件番号, 抗告人の住所及び氏名, 原決定の決定日, 本決定の決定日, 正本認証日, 「理由」の「第2 事案の概要」の内容及び「第3 当裁判所の判断」の内容(2頁の9行目以降の記載を除く) 【別紙(抗告状)】 事件番号, 書面作成年, 原決定の決定日及び告知日, 「抗告の理由」(17頁の17行目以降の記載を除く), 抗告人の郵便番号, 住所及び氏名	法5条1号本文, 同条2号イ	17	当該文書は、特定の抗告事件に関する決定正本であるところ、左記の不開示部分には、当該抗告事件に係る具体的な事実が記載されており、同抗告事件の抗告人の機微な情報を含むため、全体として同抗告人の個人識別情報に相当する。 また、同抗告事件関係者(法人)に関する同抗告事件に係る具体的な事実が記載されているため、同関係者(法人)の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に相当する。
	抗告人代理人弁護士の印影	法5条2号イ	18	抗告人代理人弁護士の印影は、当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に相当する。
1(7) 行政文書不開示決定通知書 (右上に「甲第44号証の1」と記載されているもの)	文書番号, 税務署名, 税務署長名, 公印, 「行政文書の名称」の内容, 「不開示とした理由」の内容, 税務署の電話番号, 担当者名, 内線番号	法5条2号イ	19	当該文書は行政文書不開示決定通知書であるところ、左記の不開示部分のうち、「行政文書の名称」及び「不開示とした理由」には特定の法人の名称及び所在地等が記載されており、これらの情報は、公にすると同法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に相当する。 また、左記のその他の不開示部分は、同法人の所在地を推測させる情報であることから、上記と同様に、同法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に相当する。
1(8) 行政文書不開示決定通知書 (右上に「甲第44号証の2」と記載されているもの)	同上	同上	20	同上
1(9) 行政文書不開示決定通知書 (右上に「甲第44号証の3」と記載されているもの)	同上	同上	21	同上

1(10) 債権者集会期 日調書	事件番号, 破産者の氏名, 集会期 日, 期日調書の内容	法5条1号本文	22	当該文書は、特定の破産事件の債権者集会期 日調書であるところ、左記の不開示部分には、 当該破産事件に係る具体的な手続及び事実が 記載されており、同破産事件の破産者(個人) 及び債権者の機微な情報を含むため、全体と して同破産者及び同債権者の個人識別情報に相 当する。
	裁判官及び裁判所書記官の印影	法5条1号本文	23	裁判官及び裁判所書記官の印影は、当該裁判 官及び当該裁判所書記官の個人識別情報に相 当する。
	債権者代理人弁護士の署名	法5条2号イ	24	債権者代理人弁護士の署名は、当該弁護士の 権利、競争上の地位その他正当な利益を害す るおそれがある情報に相当する。
1(11) メール	「宛先」(弁護士名, 法律事務所 名), 件名(破産者の氏名, 債権者 集会の回数)	法5条1号本文	25	当該文書は、弁護士が送付したメールであると ころ、左記の不開示部分には、特定の破産事件 の具体的な手続の内容が記載されており、同破 産事件の破産者(個人)及び債権者の機微な情 報を含むため、全体として同破産者及び同債 権者の個人識別情報に相当する。
	「宛先」のメールアドレス, メール本 文	法5条1号本文, 同条2号イ	26	左記の不開示部分が上記破産者及び債権者 の個人識別情報に相当することについては上 記補足説明25と同旨。 また、左記の不開示部分には、宛先(弁護士) のメールアドレス及び特定の法人の名称及び 同法人に関する経営状態等の具体的な事実が 記載されているため、宛先のメールアドレスに ついては宛先(弁護士)の、同法人に関する経 営状態等の記載については同法人の権利、競 争上の地位その他正当な利益を害するおそれ がある情報に相当する。
	差出人(弁護士)のメールアドレス	法5条2号イ	27	差出人(弁護士)の非公開のメールアドレスは、 同弁護士の権利、競争上の地位その他正当な 利益を害するおそれがある情報に相当する。
1(12) 神戸地方裁判 所決定書	事件番号, 破産者の住所及び氏 名, 「理由」, 決定日	法5条1号本文	28	当該文書は、特定の破産事件の免責許可決定 であるところ、左記の不開示部分には、当該許 可決定に係る具体的な手続の内容が記載され ており、同破産事件の破産者(個人)の機微な 情報を含むため、全体として同破産者の個人識 別情報に相当する。

<p>1(13) 大阪高等裁判所決定正本 (1頁目右上に「甲第51号証」と記載されているもの)</p>	<p>【本文】 決定正本の受領印(1頁目の右上の受付印), 事件番号, 抗告人及び相手方の住所及び氏名, 原決定の決定日, 「理由」の「第1 事案の概要」, 別紙「抗告の理由」(6頁目), 本決定の決定日, 正本認証日</p>	<p>法5条1号本文</p>	<p>29</p>	<p>当該文書は, 特定の抗告事件に関する決定正本であるところ, 左記の不開示部分には, 当該抗告事件に係る具体的な事実が記載されており, 同抗告事件当事者の機微な情報を含むため, 全体として同抗告事件当事者の個人識別情報に相当する。</p>
	<p>【本文】 「理由」の「第2 当裁判所の判断」(5頁の10行目以降の記載を除く)</p>	<p>法5条1号本文, 同条2号イ</p>	<p>30</p>	<p>左記の不開示部分が上記抗告事件当事者の個人識別情報に相当することについては上記補足説明29と同旨。 また, 左記の不開示部分には, 特定の法人の名称及び同法人に関する経営状態や抗告事件に係る具体的な事実が記載されており, 同法人の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に相当する。</p>
	<p>【別紙1】 不開示部分及び不開示理由は, 「別紙1の対象文書の番号」の1(2)の本文と同一</p>			
	<p>【別紙2】 不開示部分及び不開示理由は, 「別紙1の対象文書の番号」の1(2)と同一</p>			
<p>【別紙4】 刑事訴訟法第53条の2に定める「訴訟に関する書類」に該当するため, 司法行政文書開示手続の対象外とすることが相当である。</p>				
<p>1(14) 判決正本</p>	<p>判決正本送達日, 判決言渡日, 事件番号, 口頭弁論終結日, 訴訟当事者の住所及び氏名, 損害賠償請求額, 遅延損害金の起算日, 正本認証日</p>	<p>法5条1号本文</p>	<p>31</p>	<p>当該文書は, 国を被告とする損害賠償事件の判決正本であるところ, 左記の不開示部分には, 当該訴訟に係る具体的な事実が記載されており, 訴訟当事者の機微な情報を含むため, 全体として訴訟当事者の個人識別情報に相当する。</p>
	<p>裁判所書記官の印影</p>	<p>法5条1号本文</p>	<p>32</p>	<p>裁判所書記官の印影は, 当該裁判所書記官の個人識別情報に相当する。</p>
	<p>「事実及び理由」の「第2 事案の概要」(5頁の2行目, 同頁の20行目及び6頁の8行目の各表題を除く)及び「第3 当裁判所の判断」</p>	<p>法5条1号本文, 同条2号イ</p>	<p>33</p>	<p>左記の不開示部分が上記訴訟当事者の個人識別情報に相当することについては上記補足説明31と同旨。 また, 左記の不開示部分には特定の破産事件の破産管財人の報酬額, 特定の法人の名称及び同法人に関する経営状態の具体的な事実が記載されており, 破産管財人の報酬額については同破産管財人の, 同法人に関する経営状態等の記載については同法人の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に相当する。</p>

2 大阪高等裁判所損害賠償請求控訴事件に関する判決正本	判決正本送達日, 判決言渡日, 事件番号, 口頭弁論終結日, 訴訟当事者の住所及び氏名, 損害賠償請求額, 遅延損害金の起算日, 「事実及び理由」の「第3 当裁判所の判断」(7頁の19行目以降の記載を除く), 正本認証日	法5条1号本文	34	当該文書は, 国を被告とする損害賠償控訴事件の判決正本であるところ, 左記の不開示部分には, 当該訴訟に係る具体的な事実が記載されており, 訴訟当事者の機微な情報を含むため, 全体として訴訟当事者の個人識別情報に相当する。
	裁判所書記官の印影	法5条1号本文	35	裁判所書記官の印影は, 当該裁判所書記官の個人識別情報に相当する。
	「事実及び理由」の「第2 事案の概要」の内容	法5条1号本文, 同条2号イ	36	左記の不開示部分が上記訴訟当事者の個人識別情報に相当することについては上記補足説明34と同旨。また, 左記の不開示部分には, 特定の法人の名称及び同法人に関する経営状態の具体的な事実が記載されており, 同法人の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に相当する。
3 大阪高等裁判所国家賠償請求控訴事件に関する判決正本	判決正本送達日, 判決言渡日, 事件番号, 口頭弁論終結日, 訴訟当事者の住所及び氏名, 損害賠償請求額, 遅延損害金の起算日, 「事実及び理由」の「第2 事案の概要」及び「第3 当裁判所の判断」(11頁の20行目以降の記載を除く), 正本認証日	法5条1号本文	37	当該文書は, 国を被告とする国家賠償控訴事件の判決正本であるところ, 左記の不開示部分には, 当該訴訟に係る具体的な事実が記載されており, 訴訟当事者の機微な情報を含むため, 全体として訴訟当事者の個人識別情報に相当する。
	裁判所書記官の印影	法5条1号本文	38	裁判所書記官の印影は, 当該裁判所書記官の個人識別情報に相当する。